

クリーニング師研修を受講しましょう！

【受講対象となる方】

- クリーニング師研修の最終受講が令和5年3月31日までの方
- クリーニング師研修を一度も受講していない方

「クリーニング師」の方は、クリーニング業法により3年を超えない期間ごとに、

都道府県知事が指定した研修を受けなければなりません。（クリーニング業法第8条の2）

令和7年度の研修受講対象者は、クリーニング所の業務に従事しているクリーニング師で、研修の最終受講が令和5年3月31日までの方、若しくは研修を一度も受講していない方です（※令和5年及び6年度受講者も、希望される方は受講できます）。

このたび、令和7年度の研修について、神奈川県知事の指定を受けた（公財）全国生活衛生営業指導センター（以下「全国センター」という。）から委託を受け、当指導センターが開催しますのでご案内いたします。開催案内は、別添をご覧ください。

研修受講修了者には、修了証書及び修了済みステッカーが交付され、全国センターを通じて、修了者名を神奈川県知事に報告いたします。

<申込先・問合せ先>

公益財団法人 神奈川県生活衛生営業指導センター

担当者：桑山

〒231-0005 横浜市中区本町 3-24-2 ニュー本町ビル内

TEL 045-212-1102 / FAX 045-212-1453

E-Mail : kanagawacenter@seiei.or.jp

HP : <https://www.seiei-kanagawa.jp>



◆◆◆◆◆ 【 会場での受講を希望される方へ 】 ◆◆◆◆◆

会場での受講のお申込み後、開催の内容に変更等がある場合は、当センターのホームページに掲載いたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。